

川崎市川崎市民館・労働会館 指定管理業務仕様書の訂正について

川崎市川崎市民館・労働会館指定管理業務仕様書に一部誤りがありましたので、次のとおり訂正いたします。

正	誤
P 3 5 b 定期清掃 (a) 床の清掃 材質に応じた適切な方法を用いて、洗浄・ワックス掛け等で艶出しを行い、汚れ・シミ等のない清潔な状態に保つこと。 (b) 壁、柱、屋上等の清掃 すす・くもの巣等のない状態を保つこと。 <u>(c) ガラスの清掃（田島分館を除く。）</u> <u>洗浄液を用いて、ガラス（両面）の手垢や汚れを落とし、清潔な状態に保つこと。</u> <u>なお、定期清掃の範囲は、市民館・労働会館の各階のガラス面（高所作業となる２階以上の外側ガラス面は除く。）及び大師分館（２階南側ロビー部分外側等を除く。）とする。</u> c 特別清掃	P 3 5 b 定期清掃 (a) 床の清掃 材質に応じた適切な方法を用いて、洗浄・ワックス掛け等で艶出しを行い、汚れ・シミ等のない清潔な状態に保つこと。 (b) 壁、柱、屋上等の清掃 すす・くもの巣等のない状態を保つこと。 c 特別清掃